

制度運営関連事項分科会における 議論の主要ポイント-1 (2015年11月現在)

No.	検討の観点	対応方針
検討事項A. 運営管理体制の強化		
A-1	環境省の役割及び責任	<ul style="list-style-type: none"> 環境省は中央事務局に対し名称等使用許諾 環境省による中央事務局の要件確認手続を記載
A-2	環境省による中央事務局の要件確認手続	
A-3	中央事務局の権限を適切に制限する	<ul style="list-style-type: none"> 中央事務局の運営委員会の構成を環境省が承認 重大な支障がある場合、業務改善指導、名称等使用許諾の停止・取消等が可能 会計監査の結果のほか、重要事項を運営委員会に諮問する 運営委員会に報告され、審議された重要事項及び審議の結果は環境省に報告しなければならない
A-4	名称等使用許諾に期限を設けるか？	<ul style="list-style-type: none"> 期限は設けないが、重大な支障がある場合、名称等使用許諾の停止・取消等ができることを明記
A-5	ホットラインの取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 相当する内容を異議申立て・苦情処理等の項目に記載
検討事項B. 中央事務局の役割の明確化		
B-1	「認定」という表現を適切に改める	<ul style="list-style-type: none"> 地域事務局を「承認」、審査人を「要員認証」と改める
B-2	地域事務局及び審査人の区分	<ul style="list-style-type: none"> 実情に応じた段階的区分を行うことができることをガイドラインに明記 外部委託できる項目に一定の制約を設ける
B-3	中央事務局の役割の明確化	<ul style="list-style-type: none"> 地域事務局の承認及び審査人の要員認証に関する「取消等」を明記 中央事務局と地域事務局の関係を「委任」に改める
検討事項C. 制度運営章の構成について		
C-1	形式要件と運用要件	<ul style="list-style-type: none"> 要件として記載
C-2	「原則」の位置	検討中
C-3	親しみやすく理解しやすい形式（敬体？）	
C-4	制度運営章の構成	

制度運営関連事項分科会における 議論の主要ポイント-2 (2015年11月現在)

No.	検討の観点	対応方針
検討事項D. その他		
D-1	「審査人」という名称は要検討	検討中
D-2	助言及びコンサルティングを行う際の審査人の利益相反	<ul style="list-style-type: none"> 審査人の要件として記載 中央事務局の責任として記載
D-3	「5. 認証・登録の基本的要件」	<ul style="list-style-type: none"> 前段文章は残す 後段箇条書き部分は第3章と重複するため削除
D-4	「6. 業種別ガイドラインと実施要領等」	<ul style="list-style-type: none"> 今後、サプライチェーン対応ガイドライン等を策定することを想定し、「業種別等ガイドライン」に改める 「実施要領」を削除 「環境省の設置する検討委員会」を削除
D-5	「7. 認証・登録の手順」	<ul style="list-style-type: none"> 「環境経営システムに基づく取組を3ヶ月以上」「認証・登録は、2年ごとの更新」「認証・登録の1年後に中間審査」「中間審査の1年後に更新審査」等の期間に関しては、精度に柔軟性を持たせるため「原則として」という文言を追加することを作業部会に提案 認証・登録料及び審査費用の収受は中央事務局が行う
D-6	「9. エコアクション2 1の名称使用」	<ul style="list-style-type: none"> ロゴマークと合わせ、「名称等」に改める 「環境省が別途定める規程」を削除 名称等使用に関する規程は中央事務局が策定
D-7	提言（仮称）の作成	<ul style="list-style-type: none"> 制度運営関連事項分科会で出された意見のうち、今後のエコアクション2 1認証・登録制度の公正、効率的、かつ柔軟な運営のために有益と考えられる意見・提言を取りまとめ、作業部会に上程する